

## 広島労働局労働基準部健康安全課長からの周知協力の依頼通知のご案内

以下に通知の鑑をご紹介します。同通知は鑑を含め次のように構成されています。

- 1 令和4年5月24日付け事務連絡（鑑）
- 2 令和4年5月18日付け基安化発0518第1号（本省通知）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000940862.pdf>
- 3 剥離剤等の製剤を用いて塗膜を湿潤な状態にした後、剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項（本省通知に添付されたもの。全12頁）
- 4 剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項（本省通知に添付されたもの。全4頁）
- 5 リーフレット 剥離剤による中毒が多発しています！  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000778104.pdf>

広島労働局からの周知協力の依頼通知によれば、従来、発出されていた次の①及び②について、①の内容を②に盛り込み、③のとおり改正したものとあります。

①平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc0192&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc0192&dataType=1&pageNo=1)

②令和2年8月17日付け基安化発0817第1号  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000667658.pdf>

③令和4年5月18日基安化発0518第1号

事務連絡  
令和4年5月24日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部健康安全課長

### 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

皆様におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

鉛等有害物を含有する塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止については、平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（以下「平成26年5月30日付け鉛通知」という。）により示し、同じく、剥離剤等を使用した塗膜の剥離やかき落とし作業における粉じんや化学物質による労働者の健康障害防止を令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（以下「令和2年8月17日付け剥離剤通知」という。）により示しているところですが、今般、塗膜の剥離やかき落とし作業における作業現場でのばく露防止対策の実施に当たって二つの通知で示される内容を参照しやすいよう、「平成26年5月30日付け鉛通知」に含まれている健康障害防止対策の内容を「令和2年8月17日付け剥離剤通知」に盛り込み、別添のとおり改正しましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

※広島労働局からの通知は紙媒体で頂いたもので PDF に加工すると読みづらい部分があるため、本省通達等をご紹介します。